

6 監査第 55 号
令和 6 年 8 月 6 日

安曇野市長 太田 寛 様

安曇野市監査委員 川 上 則 文
安曇野市監査委員 野 本 博 之
安曇野市監査委員 大 竹 啓 正

令和 5 年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条及び同法第 22 条の規定により審査に
付された、令和 5 年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率及び資金不足比率を審査した
ので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

令和５年度決算に基づく

安曇野市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

安曇野市監査委員

令和５年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率審査意見書

第１ 審査の対象

令和５年度安曇野市の各会計の決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査しました。

第２ 審査の期間

令和６年７月３１日から８月６日まで

第３ 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）に基づき算定された健全化判断比率が適正に算定されているか、これらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼とし、関係諸帳簿及び証拠書類の照合を行うとともに関係職員からの説明を聴取し審査を実施しました。

第４ 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

安曇野市の令和５年度決算に基づき算定された健全化判断比率は次表のとおりです。

健全化判断比率	令和４年度	令和５年度	増 減	令和５年度 早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	11.94%
連結実質赤字比率	—	—	—	16.94%
実質公債費比率	8.1%	8.3%	0.2ポイント	25.0%
将来負担比率	—	—	—	350.0%

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率並びに将来負担比率は算定されない
ので「—」を記載しました。

個別事項

1 実質赤字比率について

令和５年度の一般会計等の実質収支額は 10 億 7,582 万 4 千円の黒字であるため、実質赤字比率は算定されません。

参考までに黒字額の比率を算出すると 3.93%（前年度 4.89%）となります。

2 連結実質赤字比率について

令和５年度の全会計を対象とした連結実質収支額は 50 億 4,548 万 8 千円の黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されません。

参考までに黒字額の比率を算出すると 18.44%（前年度 18.61%）となります。

3 実質公債費比率について

実質公債費比率の算出は、３か年の平均であり令和５年度の比率は 8.3%となっており、前年度より 0.2 ポイント上昇しています。

4 将来負担比率について

令和５年度の将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、前年度と同様に算定されません。

(参考資料)

将来負担比率に伴う地方債残高に対する交付税算入見込額

1 一般会計の状況について

市債の当年度末現在高は 361 億 7,674 万 9 千円であり、このうち交付税算入見込額は 321 億 593 万 4 千円です。

このため、自主財源から返済が必要な市債高は 40 億 7,081 万 5 千円となります。

2 企業会計の状況について

企業債の当年度末現在高は 254 億 441 万円であり、このうち交付税算入見込額は 121 億 1,910 万 5 千円です。

このため、使用料等から返済が必要な企業債高は 132 億 8,530 万 5 千円となります。

(記載事項なし)

令和５年度決算に基づく安曇野市資金不足比率審査意見書

第１ 審査の対象

令和５年度安曇野市の各公営企業会計の決算に基づく、資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査しました。

第２ 審査の期間

令和６年６月１７日から８月６日まで

第３ 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）に基づき算定された資金不足比率が適正に算定されているか、これらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼とし関係諸帳簿及び証拠書類の照合を行うとともに関係職員から説明を聴取し審査を実施しました。

第４ 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

令和５年度においては全ての公営企業会計とも資金剰余であり、資金不足比率は算定されませんでした。

令和５年度決算に基づき算定された各会計の資金不足比率は次表のとおりです。

公営企業会計名	令和４年度	令和５年度	令和５年度 経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0%
下水道事業会計	—	—	20.0%
有明荘特別会計	—	—	20.0%
産業団地造成事業特別会計	—	—	20.0%

※ 資金不足比率は算定されないもので「—」を記載しました。

個別事項

1 水道事業会計

資金の剰余額が 24 億 8,621 万 2 千円であるため、資金不足比率は算定されません。

2 下水道事業会計

資金の剰余額が 11 億 302 万 9 千円であるため、資金不足比率は算定されません。

3 有明荘特別会計

資金の剰余額が 5 千円であるため、資金不足比率は算定されません。

4 産業団地造成事業特別会計

資金の剰余額が 6 万円であるため、資金不足比率は算定されません。